

広島県局設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十六日

広島県知事 湯崎英彦

広島県条例第十号

広島県局設置条例の一部を改正する条例

広島県局設置条例（昭和二十九年広島県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条第七号中「土木局」を「土木建築局」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（広島県水防協議会条例の一部改正）

2 広島県水防協議会条例（昭和二十四年広島県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

第七条中「土木局」を「土木建築局」に改める。

（広島県建築審査会条例の一部改正）

3 広島県建築審査会条例（昭和二十五年広島県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第八条中「土木局」を「土木建築局」に改める。

（広島県都市計画審議会条例の一部改正）

4 広島県都市計画審議会条例（昭和四十四年広島県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第八条中「土木局」を「土木建築局」に改める。

（広島県開発審査会条例の一部改正）

5 広島県開発審査会条例（昭和四十四年広島県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第七条中「土木局」を「土木建築局」に改める。

（広島県地方港湾審議会条例の一部改正）

6 広島県地方港湾審議会条例（昭和四十九年広島県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十条中「土木局」を「土木建築局」に改める。

（広島の海の管理に関する条例の一部改正）

7 広島の海の管理に関する条例（平成三年広島県条例第七号）の一部を次のように改正する。

する。

第十三条中「土木局」を「土木建築局」に改める。

(広島県土地収用事業認定審議会条例の一部改正)

8 広島県土地収用事業認定審議会条例（平成十四年広島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第六条中「土木局」を「土木建築局」に改める。